

京都市告示第 3 5 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 1 0 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

合同会社ボルト（代表社員 村上 貴彦）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦垂箕山町 1 － 7 6

3 事業所の名称

ふあいん

4 事業所の所在地

京都市右京区太秦垂箕山町 1 － 7 6

5 指定する事業の種類

就業継続支援 B 型

6 指定年月日

令和 8 年 9 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 7 8 2 7 4 6

（保健福祉局障害保健福祉推進室）